

令和6年度ケアラー月間における啓発事業業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

令和6年度ケアラー月間における啓発事業業務

2. 事業の目的

11月のケアラー月間において、ケアは家族だけで担うべきでないこと、他者に頼って良いことについて理解を深める啓発を行う。また、高齢者の介護においては、早めに地域包括支援センターに相談することが重要であることから、「地域包括支援センターの認知度」を向上させる啓発も併せて実施する。

キャッチフレーズは「誰かを支えるあなたも支える。」

3. 事業内容

(1) トークイベントの開催

ア 目的

「ビジネスケアラー」をテーマにケアの中でも事前に備えることができる高齢者の介護について、早めに地域包括支援センターに相談することの重要性を啓発するとともに、介護についての事前の準備や心構え等の重要性を伝えるなど、ケアについて自分事となるようなトークイベントを開催し、配信する。(事前収録またはライブ配信)

なお、トークイベント終了後、県公式YouTube等で見逃し配信を実施する。

イ 配信日

令和6年11月上旬

ウ 開催方法

オンライン配信

エ 内容

- ・対象は年代や属性を問わず、広く県民全体を対象としているため、できる限り平易な言葉を用い、理解しやすい内容とする。
- ・親の介護にあたっての心構え・事前準備、介護に関する各種制度、仕事と介護を両立するためのポイントなど。
- ・地域包括支援センターの概要、どのような相談に対応するのか、相談方法、相談するとどのようなサポートを受けられるのか、など。
- ・統計データや具体的な数値を用いて、視聴者が介護を自分事として認識し、備える準備を始めるきっかけとなるような内容とする。
- ・後述の後日配信にあたって、市町村や企業等が住民や従業員に対して啓発する際にも活用しやすい内容とする。

- ・配信にあたっては、事前収録、ライブ配信いずれの方法も可とする。
- ・内容については、県と協議の上、決定する。

オ 動画の仕様等について

- ・県公式 YouTube にて後日配信を実施するため、字幕やテキストデータの作成、ファイル形式など県公式 YouTube チャンネルで配信することを前提とした仕様とする。
- ・そのほか、市町村や企業等が住民や従業員に対して啓発する際に活用しやすい仕様とする。

カ 後日配信の期間について

令和6年11月中旬～令和7年3月31日とする。

(2) メッセージ動画の作成

ア 目的

ケアラー月間及び地域包括支援センターを啓発するメッセージ動画を作成し、市町村や企業のデジタルサイネージ等で放映する。

イ 配信期間

令和6年10月中旬～令和6年11月30日

ウ 内容

- ・ケアを家族だけで担うべきではないこと、地域包括支援センターへ相談することが大切ということが伝わるメッセージ内容とする。
- ・動画は15秒と30秒の2種類作成する。
- ・県内の協力企業や市町村等へ配布し、各々のデジタルサイネージなどで放映することを前提とした仕様とする（画面比：16：9、ファイル形式：MP4等）
- ・字幕を付けることとする。
- ・メッセージの内容については、県と協議の上、決定する。
- ・8月末頃までには電子データを県へ納品すること。

(3) チラシ・ポスターの作成・送付

ア チラシ、ポスターの作成について

- ・「令和6年度ケアラー月間」の周知や「ケアラーに関する講演会等」及び「ケアラー月間パネル展」の告知用とする。
- ・デザインは、令和5年度ケアラー月間のポスター、チラシデザインを基本とする。なお、令和5年度のデザインデータ（aiデータ）については、県が提供する。
- ・チラシのサイズはA4、ポスターはB2とする。
- ・8月末頃までには電子データを県へ納品すること。

- ・印刷部数については、チラシ40,000部程度、ポスター4,000部程度とする。

イ チラシ、ポスターの送付について

- ・県が指定した県内の団体約150団体程度へ9月末～10月中旬頃までに納品する。
- ・送付先、各団体への送付部数については9月中旬を目途に県が決定する。

(4) ケアラー・ヤングケアラー啓発パネルの配送管理

ア ケアラー・ヤングケアラー啓発パネルの配送管理について

県内市町村がケアラー・ヤングケアラー啓発パネル展示を実施するにあたり、パネルの配送・回収を行う。

イ 期間

令和6年10月中旬～12月上旬

ウ 内容

- ・県が保有するケアラー・ヤングケアラー啓発パネルを、パネル展を開催する県内市町村へ配送・回収する。
- ・パネルについては1セット17枚で合計5セットあり、規格は以下の通り。
 - ①B1サイズ4枚、B2サイズ13枚・・・1セット
 - ②B2サイズ17枚・・・4セット
- ・パネルの設置等の展示準備は、市町村が行う。
- ・20市町村程度での実施を予定しており、実施市町村及び配送スケジュールは9月中旬を目途に県が決定する。

(5) その他受託者独自の提案による啓発事業の実施

- ・主に現時点では介護に携わっていない現役世代に向け、興味・関心を惹きつける独自提案による啓発事業を実施する。
- ・なお、実施の詳細については、受託後、県と協議の上、決定する。

(6) 実績報告

業務完了後、報告書を提出する。

(7) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4. その他留意事項

- (1) 業務の遂行に当たっては、提案内容に基づき県と調整を図りつつ進めること。また県と綿密な打ち合わせを随時行う体制を整備すること。
- (2) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を順守すること。
- (4) 受託者は、本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 受託者は、本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を県に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。
- (9) 納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理するものとする。
- (10) 本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別ができない程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権あるいは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。
- (11) 本仕様書に定めのない事項に関し疑義が生じたときは、遅滞なく県と協議して定めるものとする。